

事 務 連 絡
平成20年11月21日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(ブラジル産鶏肉及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号(最終改正：平成20年6月5日付け食安輸発第0605001号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ブラジル産冷凍鶏肉において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留動物用医薬品に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

ブラジル産鶏肉及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) (237) PENASUL ALIMENTOS LTDA. で製造した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、エトキシキンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留動物用医薬品(エトキシキンを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：冷凍鶏肉(FROZEN CHICKEN BONELESS LEG)
2. 生産国：ブラジル
3. 製造者：(237) PENASUL ALIMENTOS LTDA.
4. 検査結果：エトキシキン 0.13ppm（基準値：0.05ppm）
5. 検 疫 所：東京検疫所（届出受付番号：第24027951200号1欄）
6. 輸 入 者：兼松 株式会社